

核のごみ最終処分場選定の概要調査に進むことに
反対することを求める意見書について

核のごみ最終処分場選定の概要調査に進むことに反対することを求めることに関して、
別紙のとおり意見書案を提出する。

令和6年10月8日

旭川市議会
議長 福居 秀雄 様

提出者 旭川市議会議員

中 村 みなこ

まじま 隆 英

石 川 厚 子

能登谷 繁

核のごみ最終処分場選定の概要調査に進むことに
反対することを求める意見書

2020年、全国で初めて寿都町と神恵内村において高レベル放射性廃棄物、いわゆる核のごみの最終処分場選定のための文献調査が開始され、2024年8月、経済産業省の特定放射性廃棄物小委員会は文献調査の報告書案を了承した。今秋には、原子力発電環境整備機構（NUMO）が報告書を完成させて、北海道知事、寿都町長及び神恵内村長に提出することになっている。

核のごみは高い放射線を出すため、人間の生活環境から10万年程度の隔離が必要とされていることから、国は地下300メートルより深い地層に埋める地層処分を進めようとしている。しかし、2023年10月に地学の専門家ら有志300人余りが「世界最大級の変動帯の日本に、地層処分の適地はない」と地層処分の抜本的な見直しを求めたとおり、日本列島の地震や火山噴火の多さは世界有数であり、安全性は保障されていない。2012年に日本学術会議も核のごみの処分について、「万年単位に及ぶ超長期にわたって安定した地層を確認することに対して、現在の科学的知識と技術的能力では限界があることを明確に自覚する必要がある」と指摘し、地上などでの暫定的な保管を求めている。

北海道への核のごみの持込みは、北海道の基幹産業である第一次産業を始め、観光業などの様々な産業に甚大な影響を及ぼす危険性がある。そして、一度、事故が起きてしまうと、北海道全体において、次の世代にまで被害をもたらしかねないものである。

既に、北海道は2000年に道民の総意によって北海道における特定放射性廃棄物に関する条例、いわゆる核抜き条例を定め、核のごみの持込みを受け入れ難いと表明している。また、道内の自治体では放射性物質等を持ち込ませない条例を独自に定めているところもある。このような北海道に核のごみを持ち込むことは許されない。

よって、北海道においては、道民が安心して生活できる環境を保持するため、北海道での核のごみ最終処分場選定の概要調査に進むことがないように、国からの意向調査に対して反対することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

旭川市議会